

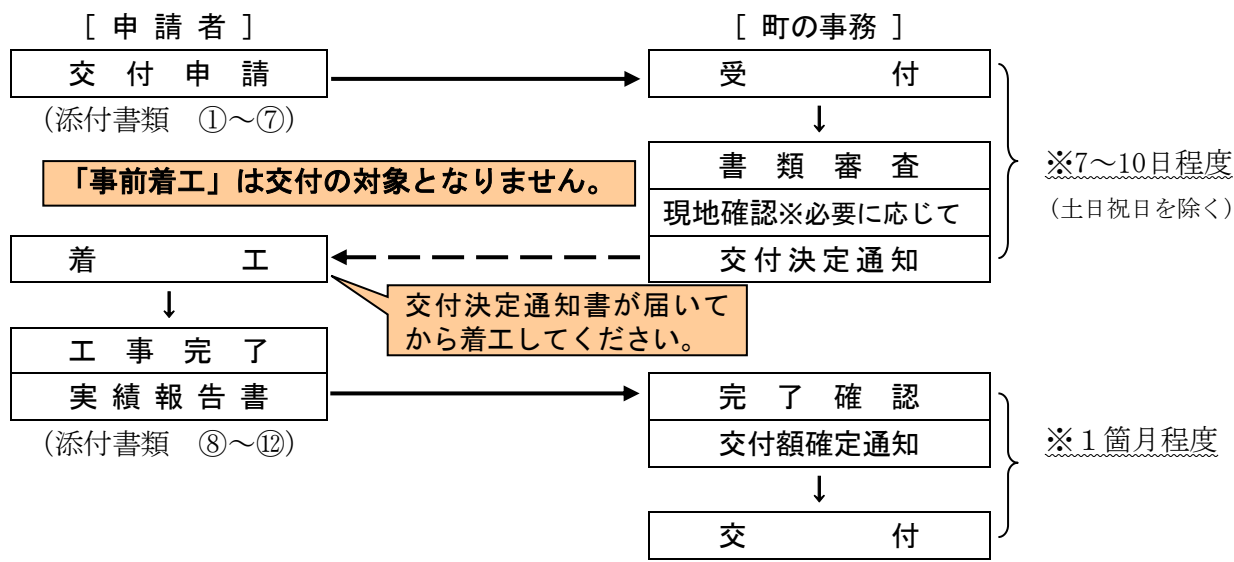
## 4 申請に必要な書類と手続き (新型コロナ住宅補助金、住宅リフォーム祝金共通)

【交付申請】	【実績報告】
<p>(工事を始める前に 次の書類等を提出してください。)</p> <p>① 交付申請書(申請者の押印必要)</p> <p>② 下請負人の内訳書(新型コロナ補助金の場合) 点数表(リフォーム祝金の場合)</p> <p>③ 工事の見積書(写)(一式10万円以上は内訳が必要)</p> <p>④ 工事の図面(写)</p> <p>⑤ 工事請負契約書(写)</p> <p>⑥ 工事の着工前写真(カラー、台紙はA4サイズ、両面印刷可)</p> <p>⑦ その他</p> <p>【リフォーム祝金のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住定住世帯の世帯要件に該当する場合は、<u>住民票謄本(写)</u>など別途書類の提出が必要です。</li> </ul> <p>【新型コロナウイルス感染症対策を含む工事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関への手洗い場の設置</li> <li>・テレワークスペースの増設</li> <li>・宅配ボックス設置工事</li> <li>・タッチレス水栓の設置</li> <li>・フリースペースの増設 など</li> </ul> <p>詳細についてはお問合せください。</p>	<p>⑧ 実績報告書</p> <p>⑨ 工事代金領収書(写)</p> <p>⑩ 工事施工写真(施工中及び完成後) (カラー、台紙はA4サイズ、両面印刷可)</p> <p>⑪ 相手方登録申出書</p> <p>⑫ その他</p> <p>※ 断熱材の設置や筋かい設置工事など工事施工後に確認できない部分については、<u>必ず工事施工中の写真</u>を提出してください。写真を提出できない場合、交付対象工事になりませんのでご注意ください。</p>



- ※ ①②の用紙は建設課にあります。町ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 自ら営む店舗等の新築・改築の場合は、事業内容等の資料の提出を求める場合があります。
- ※ 建築工事届等が必要な工事の場合は、届出書類の写しの提出を求める場合があります。
- ※ 申請内容に変更等が生じる場合は、変更前に「変更(中止・廃止・取下げ)申請書」を提出してください。

## 5 申請から交付までの流れ



## ○申請、お問合せ



庄内町建設課

都市計画係(庄内町役場本庁舎)

☎42-0860

ホームページ

<http://www.town.shonai.lg.jp>

# 令和3年度 庄内町新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金 庄内町住宅リフォーム祝金のお知らせ

## 1 庄内町新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金

### ◆事業の目的

町内における住宅の建設工事による地域経済の活性化を図るために、自ら居住する住宅や、自ら営む店舗、附属建築物等の新築・改修工事、建築設備の設置等を行うために必要な経費に対して補助金を交付するほかに、新型コロナウイルス感染症に対応した改修工事、建築設備の設置等を行う場合は、さらに補助金を上乗せして交付します。

### ◆交付申請

工事の着工前に、交付申請を行ってください。※事前着工は対象となりません。

(新築の場合は、基礎掘(床掘)等の工事を始める前に申請が必要です。)

### ◆交付の対象となる方

次の①から⑤までのすべてに該当する方となります。

- ① 自ら所有する専用住宅、自ら営む(法人除く。)店舗等(併用住宅を含む。)の新築・増築・改築・修繕、設置工事を行う方
- ※ 同一年内1回まで建築物等にかかる補助金の交付を受けることができます。
- ※ 空き家を対象とした工事に限り、賃借人による申請も可能です。(工事終了後、建築物等を使用する必要があります。)
- ② 町内に住所を有する方、または令和4年2月15日まで町内に転入しようとする方
- ③ 工事の施工にあたり町内業者と契約する方
- ※ 町内業者:庄内町商工会に加入し、庄内町に法人町民税を納付している法人または個人事業者。ただし、下請負人がある場合は、下請負人の数の1/2以上が町内業者の場合に限ります。)
- ④ 工事が完成してから20日以内又は令和4年2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が可能な方
- ⑤ 同一世帯員全員が市町村税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない方



### (対象となる例)

- ・新型コロナウイルス感染症対策を含む工事
- ・住宅の新築、増築
- ・屋根、外壁改修工事
- ・下水道接続工事
- ・エアコン設置工事
- ・敷地内の舗装及び排水工事
- ・空き家(居住用、店舗、事務所等)の改築・修繕等工事等
- ・雪下ろし作業用命綱の設置工事
- ・耐震改修工事
- ・カーポート設置工事
- ・門、塀の築造・修繕工事
- ・融雪設備設置工事
- ・風除室設置工事

### (対象とならない例)

- ・解体のみの工事
- ・基礎のない物置の設置
- ・設置工事を伴わない建築設備の導入(家電等)
- ・個人事業者が自ら自宅等を新築、修繕する工事  
(下請負人となる場合は、その分の工事費は対象外)
- ・法人が使用または所有する店舗等の新築、修繕工事
- ・太陽光発電設備設置工事
- ・造園工事
- ・高効率給湯器のうち電気ヒートポンプ給湯設備  
(エコキュート)設置工事

◆補助金の額 ※千円未満は切捨てとなります。

① 専用住宅・店舗等・併用住宅の新築工事	→	交付対象工事費の7%(上限70万円)
② 修繕、増改築等工事 (①以外の工事)	→	<p>【新型コロナウイルス感染症対策工事を含む場合】 交付対象工事費の8%(上限80万円)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策を含まない工事】 交付対象工事費の5%(上限80万円)</p> <p>※ ただし、補助対象工事費のうち、設備、機器等の購入に係る費用の割合が70%以上の場合は、交付対象工事費の5%(上限80万円)となります。</p>

※ 過去に祝金や補助金の交付を受けた世帯は、その額を上限から差し引いた額が限度額となります。

## 2 庄内町住宅リフォーム祝金

### ◆事業の目的

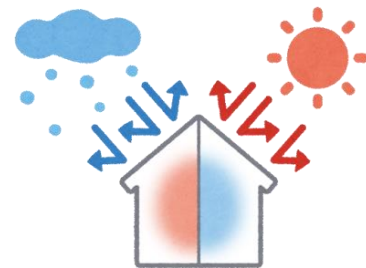
町内における住宅等のリフォーム等工事を促進し、住環境の質の向上及び地元関連業界の振興を図ることを目的として実施します。(県補助金を活用して実施するものです。)

※ 住宅の新築工事、店舗等の新築または修繕等工事は対象となりません。

### ◆交付申請

工事の着工前に、交付申請を行ってください。

※ 事前着工は対象となりません。  
(事前着工とは、申請前に工事に着手した場合です。)



### ◆交付の対象となる方

次の①から⑥までのすべてに該当する方となります。

- ① 町内に住所を有する方、または令和4年2月15日までに町内に転入しようとする方
- ② 次のイ～ハの建築物等の増築、修繕、設置工事を行う方

イ 専用住宅	町内で自ら居住する専用住宅
ロ 併用住宅	町内で自ら営む店舗等と自ら居住する部分が結合している建築物で、店舗等の床面積が、建築物全体の床面積の1/2未満のもの(住宅部分が1/2以上)
ハ 建築設備	イまたはロに設ける建築設備(給水、排水、都市ガス、暖房など)

※ 申請者が自ら所有する建築物等に限りません。

※ 併用住宅の場合は、住宅部分のみが交付対象となります。

※ 車庫、物置、門、ブロック塀等に係る工事費も交付対象となる場合があります。

※ 住宅等1戸につき、同一年度内1回までの交付となります。過去に交付を受けた方でも、新たに申請することができます。

- ③ ②の工事が、次の要件工事をいずれか1つ以上含み、かつ点数表による点数が10点以上となる方(工事費総額が50万円未満の場合は5点以上)点数表は、申請書様式と一緒にお渡しします。

1 新・生活様式対応	宅配ボックス設置、タッチレス水栓器具設置、自動開閉式便座交換工事 など
2 減災・部分補強	柱や壁の補強、屋根の軽量化、耐震シェルターの設置工事 など
3 寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	ペアガラスの設置、浴室・トイレ等への暖房機器設置、断熱材の設置工事 など
4 バリアフリー化	居室や移動経路の段差解消、手すりの設置、便器を座便式に交換する工事 など
5 克雪化	雪止めの設置または取替工事、融雪装置、雪下ろし作業用命綱の設置工事 など
6 県産木材使用	0.4m <sup>3</sup> 以上の県産木材を使用する工事

- ④ 工事の施工にあたり 県内業者と契約する方

県内業者：山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店を有する法人事業者

- ⑤ 工事が完成してから20日以内又は令和4年2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が可能な方

- ⑥ 同一世帯員全員が市町村税等(国民健康保険税を含む。)を滞納していない方

### ◆祝金の額 ※千円未満は切捨てとなります。 (一般世帯型)

	一般世帯 (移住定住世帯以外の方)
交付要件	要件工事(1~6)で10点以上
祝金の額	補助率10%(上限12万円)

### (移住定住世帯型)

	移住定住世帯 (移住世帯、新婚世帯、子育て世帯に該当する方)
交付要件	要件工事(1~6)で10点以上
祝金の額	補助率30%(上限30万円)

【世帯要件】 ※住宅リフォーム祝金にのみ適用

- ・移住世帯…平成28年4月1日以降に県外から町内に移住した方を含む世帯
- ・新婚世帯…申請日時時点で、婚姻した日から5年以内の世帯
- ・子育て世帯…令和3年4月1日現在18歳未満の子がいる世帯



## 3 制度の併用について

条件を満たせば「1 庄内町新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金」と「2 庄内町住宅リフォーム祝金」は併用できます。他の補助制度についてはお問い合わせください。

